

11月発効による影響確認（労働側）

1. 発効日遅延による引上げ率への影響（年収ベース）

令和7年度の埼玉県最低賃金は、11月発効となったため、年収ベースでの引上げ率は5.36%となった。令和7年度の金額審議において参考指標とした中分類「食品」の消費者物価指数5.8（2024年10月から2025年6月平均）にも届かない結果となった。

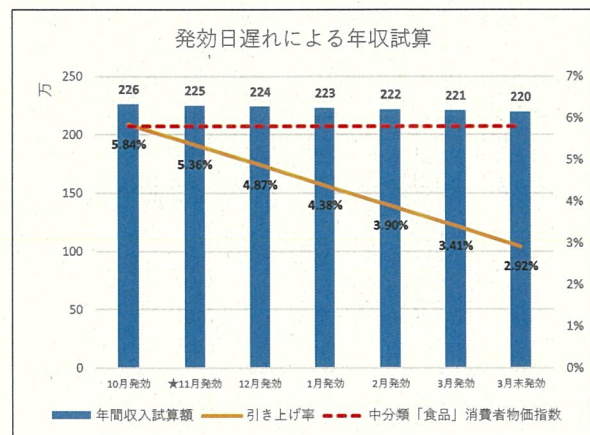
＜年間労働時間試算条件＞

連合の2025都道府県別リビングウェッジ（LW）で時給額算出時に使用している「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均（165H）を使用し試算

	2024年	2025年
地域別最低賃金(円)	1,078	1,141
地賃月額換算(円)	177,870	188,265
年収換算(1980H)	2,134,440	2,259,180

※「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均165Hを使用し試算を実施

発効日	年収引き上げ額・率試算			
	年収試算	引き上げ率	差額額	引き上げ率差
10月発効	2,259,180	5.84%	0	0.00%
★11月発効	2,248,785	5.36%	-10,395	-0.49%
12月発効	2,238,390	4.87%	-20,790	-0.97%
1月発効	2,227,995	4.38%	-31,185	-1.46%
2月発効	2,217,600	3.90%	-41,580	-1.95%
3月発効	2,207,205	3.41%	-51,975	-2.44%
3月末発効	2,196,810	2.92%	-62,370	-2.92%



2. 発効日遅延による賃金改定時期への影響

連合構成組織のU Aゼンセン加盟組織（※特に流通部門）には、例年、10月の最低賃金改定にあわせ4月だけでなく、10月にも賃上げを実施する組織がある。令和7年度では最低賃金が11月発効となったため、この2回目の賃上げ実施が11月へと後ろ倒しとなった組織もあった。

3. 他県との発効日の違いによる影響

連合構成組織のU Aゼンセン加盟組織では全国に店舗を持つ企業がある。令和7年度では県ごとの地域別最低賃金発効日によって、上記2. 記載の2回目の賃上げ実施が異なる結果となった。該当組織の組合員からは「同一組織でも他県と引き上げ時期が異なることで不公平感がある」などの意見が出された。

4. 連合本部の発行日についての考え方 ＜参考＞

労働組合がある企業の多くが遡及適用を含め4月度に賃上げを実施しておりますが、最低賃金は春季生活闘争の結果などを踏まえ審議されるため発効日が秋になっている事情があります。最賃近傍で働いている仲間の暮らしは厳しく、早期の、賃上げ効果を社会全体に速やかに波及させるうえで、最低賃金は10月1日発効、9月発効も含め、早期発効が重要であると考えます。

以上